

2024 文監第 39 号
令和 6 年 5 月 16 日

請求人
(略)

文京区監査委員 渡部 敏明
同 松本 理恵子
同 田中 利周

令和 6 年 4 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に規定する監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。また、第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」として、住民監査請求の期間制限について規定している。

本件請求において請求人は、平成 30 年度から令和 4 年度までに文京区長が行った子ども宅食プロジェクト事業に係る財務会計行為により、文京区から金員の交付を受けた者に対する交付金の返還請求又は損害賠償請求並びに今後、同様の支出を禁ずる等の必要な措置を求めている。

しかしながら、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から一年を経過したときは、これをすることができないと解するのが相当（最高裁判所平成 7 年 2 月 21 日判決）」であることからすると、請求人が主張する財務会計行為は、平成 30 年度は平成 30 年 7 月 17 日付けで補助金交付が決定し、令和元年度は令和元年 12 月 19 日、令和 2 年 2 月 21 日、令和 2 年度は令和 2 年 4 月 24 日、7 月 7 日、令和 3 年度は令和 3 年 4 月 6 日、11 月 18 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 4 年度は令和 4 年 4 月 15 日、令和 5 年 1 月 17 日に支出しており、財務会計上の行為から一年の請求期間を経過している。

なお、請求期間を経過していることについて、請求人は、本請求の対象とする行為は、

いずれも文京区が公開しているものではなく、住民による行政情報の公開請求により、令和6年3月8日及び3月25日に公開が決定されることで、初めて住民が知ることになったものである。したがって、本請求の対象とする行為は、いずれもその行為があった、又は終わった日から1年以内に監査請求をすることが不可能なものであり、かつ、それを知った日から遅滞なく監査請求をしているため、正当な理由が存在すると主張している。

しかし、「法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）とされているところ、「東京都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、（中略）当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当」（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）とされる。

これを本件請求についてみると、文京区では、例年、1月下旬に翌年度の予算案を報道発表し、同日、区ホームページでの公開と併せ、行政情報センターで公開している。また、例年、3月上旬に翌年度の予算書を区議会予算審査特別委員会資料として区議会ホームページで公開し、議決後の3月中旬には、区ホームページでの公開と併せ、行政情報センターで公開している。そして、例年、9月中旬に前年度の決算書を区議会決算審査特別委員会資料として区議会ホームページで公開し、認定後の10月中旬には、区ホームページでの公開と併せ、行政情報センターで公開している。「子ども宅食プロジェクト事業」については、上記の各公開資料に掲載している。各公開資料の詳細を調査する場合は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）により、情報公開請求することとなり、各資料公開日以降、請求可能である。

しかしながら、請求人が情報公開請求をしたのは、令和6年1月19日、同年3月25日である。したがって、本件請求は相当な期間内にされたものとは認められず、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものである。